

108号室の除染作業の終了と立入制限区域解除について

平成29年10月16日
日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター

1. 概要

燃料研究棟108号室において、平成29年7月24日から進めていた除染作業が終了し、室内全域の表面密度が検出限界未満であることを確認したことから、平成29年10月16日に立入制限区域を解除した。

2. 除染作業と汚染検査結果

除染は、108号室内の床、天井、壁、設備機器等の全面を濡れウエスを用いて拭き取ることにより実施した。除染が終了した箇所は、化学雑巾による拭き取り後の化学雑巾の汚染検査による遊離性汚染の有無、並びにサーベイメータを用いた表面の直接測定により固着性汚染の有無を確認し、汚染が検出されなくなるまで除染を行った。なお、除染が困難であった一部の箇所については、ペイント塗布等による固定あるいはビニルシートでの養生により汚染拡大防止措置を実施した。

上記の除染作業終了後、同室内を区分し、1週間にわたり最終的な汚染検査を行った結果、108号室全域の表面密度が検出限界未満であることを確認した。

3. 立入制限区域解除

上記の汚染検査の結果により、立入制限区域指定の基準である「表面密度(α)が $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ を超え、又は超える恐れがある場合」に該当しないことになったことから、平成29年10月16日、保安規定に基づく立入制限区域を解除した。

以上